

○学校法人神戸女学院役員報酬等に関する規程

2019年11月27日

理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神戸女学院（以下「学院」という）の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬、旅費日当及び退任慰労金について定める。

(報酬)

第2条 理事のうち学院の専任教職員であるものを除いたもの、及び監事には報酬を支給する。

第3条 報酬は年間160,000円とし、7月及び12月に2で除した金額を支給する。

第4条 評議員には、報酬を支給しない。

(会議出席に係る日当)

第5条 役員及び評議員のうち学院の専任教職員であるものを除いたものには、理事会、委員会、評議員会他会議出席に係る日当を支給する。

第6条 会議出席に係る日当は、1日につき11,000円とする。

第6条の2 監事が業務により出校した際の日当は、1日につき20,000円とする。

2 監事が会議出席後に連続して業務を行った場合の日当は、会議出席に係る日当11,000円と監事業務に係る日当20,000円の合計額とする。

(出張旅費)

第7条 第5条に定める役員が業務のために出張した場合は、別表第1及び別表第2に掲げる出張旅費を支給する。

(退任慰労金)

第8条 別表第3に掲げる役員及び評議員が退任したときは、退任慰労金を支給する。ただし、就任期間が1期に満たない場合は月を単位として按分し、1,000円以下の端数は切り上げるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事長が評議員会の意見を聞き、理事会がこれを決定する。

附 則

この規程は、2019年11月27日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。（2021年3月24日改正）

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。（2024年3月27日改正）

別表第1（第7条関係）

国内出張旅費

(円)

遠距離出張旅費					近距離出張旅費		
					西宮市外		西宮市
鉄道運賃	船賃	目的地交通費	日当	宿泊料	交通費	日当	交通費
普通運賃	特等	実費又は前渡し	5,000	15,000	実費	2,000	実費
特急料金		目的地交通費	ただし、日帰りの場合は距離				
急行料金		1,000	に応じて次のとおりとする				
グリーン料金							
(100km以上のみ)			300km以上500km未満	7,500			
			500km以上	8,500			

(注) 近距離出張 片道80km以内の地区

遠距離出張 片道80kmを超える地区

別表第2（第7条関係）

海外出張旅費

(円)

航空運賃	船賃	鉄道運賃	車賃	日当 (1日)	宿泊料 (1夜)	支度料
エコノミークラス	最上級	最上級	実費	5,000	20,000	実費

別表第3（第8条関係）

理事の号は、学校法人神戸女学院寄附行為第7条各号を表すものとする。

	1期	2期	3期	4期	5期	6期以上
第4号理事	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円
第5号理事						
第6号理事						
第7号理事						
監事	5万円	10万円				
評議員	一律 5万円					